

臨時号

# 持込ニュース23

\* 本紙は持込業者の皆様にお届けしています \*

平成29年10月2日発行  
東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部管理課

23

10月は清掃一組の「不適正搬入防止月間」です。  
今号は防止月間特集号として、ごみを持ち込む際の注意事項をお知らせします。

## ●水銀混入ごみの適正処理について

水銀を含んだ製品は事業所からごみとして排出されれば**産業廃棄物**です。清掃一組の処理施設は、一般廃棄物の処理施設ですので、産業廃棄物は絶対に持ち込まないでください。

平成29年10月1日から、事業所から排出される水銀式血圧計や水銀体温計等に含まれる水銀については、回収義務が生じるようになります。排出業者の皆様は、運搬基準や処分・再生基準に適合した業者に処理を委託しなければなりません。

清掃一組では、持込業者及び排出業者の皆様に向けて水銀混入ごみの排出についてのチラシを作成しました。清掃一組ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。



「水銀混入ごみの排出方法」チラシ

## ●清掃一組処理施設の受入基準について

清掃一組では処理施設へ持ち込むことができる廃棄物の受入基準を定めています。

清掃一組の処理施設で産業廃棄物を処理できないことはもちろんですが、一般廃棄物であっても各処理施設で処理できるサイズを超えたごみは機器故障の原因となってしまいます。収集の際には搬入可能な廃棄物かどうか確認の徹底をお願いします。なお、受入基準を満たさないごみを搬入物検査等で発見した場合は、処理施設に持ち込めない「不適正ごみ」として持ち帰っていただいています。



「持込禁止物」チラシ

「清掃工場に搬入できないごみ」を写真付きでお知らせしたチラシをHPに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。処理施設の受入基準もHPに掲載しています。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

【受入基準の問合せ】管理課搬入指導係 ☎03-6238-0731

排出業者の皆様も、このチラシをご活用いただき、適正搬入にご協力ください。



## ●搬入物検査へのご協力をお願いします

### ◇搬入物検査にご協力をお願いします

清掃一組では搬入状況を確認するため、搬入物検査を実施しています。10分程度お時間をいただくこととなりますが、施設で検査を依頼された場合には、ご協力をお願いします。

多くの持込業者の皆様については、搬入物検査で良好な状況を確認できていますが、一部では不適切な搬入も見受けられます。

多量の産業廃棄物の混入など、搬入状況があまりにも悪い場合は、搬入に至った経緯の報告や、その状況の改善計画書を求めることがあります。その場合改善状況を確認するため、所有全車両を対象に搬入物検査の強化を実施します。

### ◇検査結果通知書を交付しています

搬入物検査では、検査を受けた車両ごとに、検査結果や受入基準を記した「搬入物検査結果通知書」（右写真参照）を運転手の方に発行していますので、ご確認ください。

清掃工場の安定的な運営、そして東京23区の廃棄物処理の更なる適正運営に向け、搬入物検査へのご協力をお願いします。



搬入物検査の様子

様式1	(交付期)
	年 月 日
搬入物検査結果通知書	
検査車両 許可番号 _____ 持込業者名 _____ 車体番号 _____	東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理課 清掃工場 中防物産施設管理事務所 中防物産施設管理センター 管理棟 産業廃棄物検査室
搬入物検査にご協力いただき、ありがとうございます。 検査の結果は次のとおりです。通知します。	
1 搬入不運物の状況	<input type="checkbox"/> 搬入不運物がなかった、または少量でした。これらも適正搬入にご協力をお願いします。 <input type="checkbox"/> 多量の搬入不運物、定められた寸法を超える不運物、その他施設管理の運営に支障を及ぼすおそれのある不運物がありました。これからは、適正搬入に努めてください。
2 搬入不運物の内容	_____
3 搬入不運物の割合	<input type="checkbox"/> 搬入不運物の体積が検査サンプルの10%を超えている。 <input type="checkbox"/> 搬入不運物の体積が検査サンプルの20%を超えている。
4 搬入不運物の排出場所	_____
運転手確認 上記のとおりであることを確認します。	運転手署名 _____
確認時刻 午前・午後 時 分	検査者 ( ) _____
問合せ先: 東京二十三区清掃一部事務組合 搬入指導係 03-6238-0732	
運転手さんへ: この書類は会社の責任者に渡してください。	

搬入物検査結果通知書

## ●悪質な不適正搬入への対応について

清掃工場の焼却炉に詰まるような大量の不適正ごみの搬入や、継続持込承認カード(ICカード)を他者に貸し出して不正利用した事例など、特に悪質な不適正搬入が続いています。

万が一、著しく悪質な不適正搬入を発見した場合には、23区や東京都など、関係機関と連携し、廃棄物処理法に基づき適正な排出や搬入に向けた行政指導等をおこなっています。

ごみ処理行政の一翼を担う持込業者の皆様におかれましては、今一度関係法令をご確認いただき、遵守徹底をお願いいたします。



50cmを超えるごみ



多量のびん・缶

不適正ごみの例

印刷物登録  
平成29年度 第65号

発行 東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入指導係  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館13階  
TEL 03-6238-0731 FAX 03-6238-0740